

**令和6年度 舞台芸術等総合支援事業
(文化芸術振興費補助金)
見直しのポイント**

令和5年10月

独立行政法人日本芸術文化振興会

舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

国からの文化芸術振興費補助金を財源とした「舞台芸術等総合支援事業」について、令和5年度に文化庁より移管された3つの事業を含め、これまで行ってきた事業を各メニューとして位置づけ、**より応募しやすく、文化芸術団体の自律的・持続的な発展に資する制度**を目指す。

共通事項

- 各事業を舞台芸術等総合支援事業のメニューとして位置付け、**名称の変更**を行う。

現行

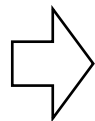
舞台芸術創造活動活性化事業

国際芸術交流支援事業

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業

キャラバン

文化芸術による子供育成推進事業－巡回公演事業－



見直し後

公演創造活動

国際芸術交流

芸術家等人材育成

全国キャラバン

学校巡回公演

- 事業ごとに異なっていた**要望書受付期間を統一**する。

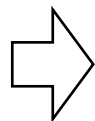
現行

舞台芸術創造活動活性化事業 令和4年11月1日～11月15日

国際芸術交流支援事業 令和4年11月1日～11月15日

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業 令和5年1月24日～2月6日

キャラバン 令和5年2月20日～3月1日



見直し後

公演創造活動

国際芸術交流

芸術家等人材育成

全国キャラバン

令和5年11月8日～11月15日

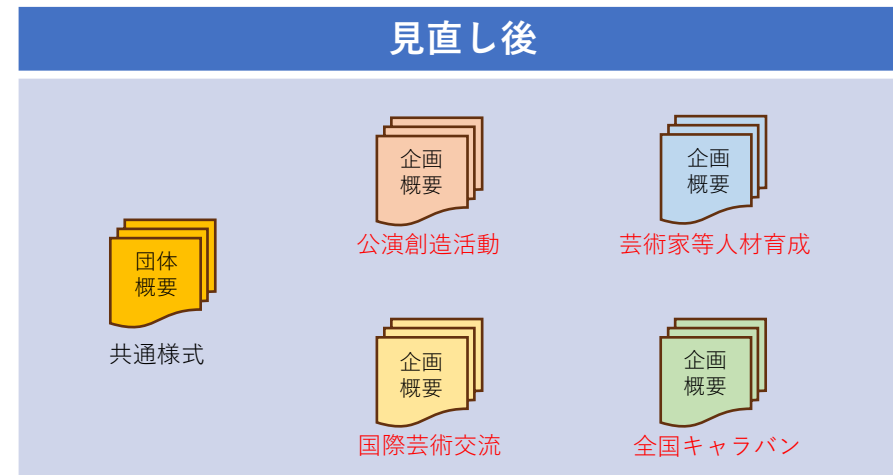
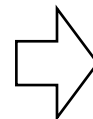
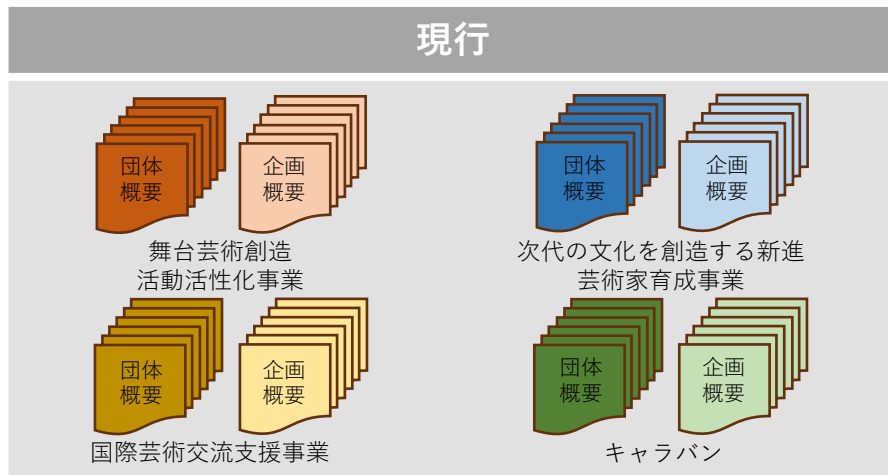
※例年より応募相談期間を1週間程度延長

※ 令和6年度の学校巡回公演については、従来通りの募集・審査を行う。

舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

共通事項

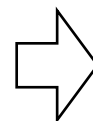
- 事業ごとに異なっていた**要望書様式の一部統一**を図る。



- 国からの補助金を財源とする本事業の趣旨、及び芸術文化振興基金の運用益等による助成事業との役割分担を踏まえ、助成の対象となる団体には団体運営の安定性・透明性を求める意図から、**法人格を有すること等団要件を統一・整理**する。
- 統括団体に対しては、その役割を明確にするための要件を新たに設ける。

現行

	法人格を有する団体	実行委員会	その他の任意団体
舞台芸術創造活動活性化事業	○		
国際芸術交流支援事業	○	○	
次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	○		○ ※
キャラバン	○	○	



見直し後

法人格を有し、
監事・監査役等による会計監査またはこれに準じた内部監査を実施している団体

【統括団体に対する追加の要件】
団体や職能組織の定款・規約等下記4つのうち2つ以上の目的・事業を掲げていること

- (ア) 芸能・芸術の向上
- (イ) 技能・技芸の向上
- (ウ) 経済的・社会的地位の向上
- (エ) 後継者の育成・指導者の育成

※ 伝統芸能分野のみ

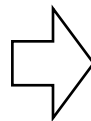
舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

共通事項

- 事業ごとに異なっていた**対象分野・ジャンルを統一・整理**する。
- より多様な活動の応募を促進するため、ジャンルの「その他」として**当該分野の可能性を拡大させる活動を含む旨を明確化**する。

現行（対象分野）	
舞台芸術創造活動活性化事業	音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能
国際芸術交流支援事業	音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能、多分野共同等
次代の文化を創造する新進芸術家育成事業	音楽、舞踊、演劇、大衆芸能、伝統芸能、その他（美術、映画、複数分野に及ぶもの）
キャラバン	音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、大衆芸能

現行（ジャンル） ※舞台芸術創造活動活性化事業の例	
音楽	オーケストラ オペラ 合唱（古楽を含む）吹奏楽 室内楽（古楽を含む）等
舞踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊 等
演劇	現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル 等
伝統芸能	古典演劇（歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽等）邦楽 邦舞 雅楽 声明 等
大衆芸能	落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽 等



見直し後	
分野	ジャンル
音楽	オーケストラ オペラ 合唱（古楽を含む）吹奏楽 室内楽（古楽を含む） <u>その他（音楽分野の可能性を拡大させる活動を含む）</u>
舞踊	バレエ 現代舞踊 舞踏 民族舞踊 <u>その他（舞踊分野の可能性を拡大させる活動を含む）</u>
演劇	現代演劇 児童演劇 人形劇 ミュージカル <u>その他（演劇分野の可能性を拡大させる活動を含む）</u>
伝統芸能 大衆芸能	古典演劇（歌舞伎、人形浄瑠璃、能楽等）邦楽 邦舞 雅楽 声明 落語 講談 浪曲 漫才 奇術 太神楽 <u>その他（伝統芸能・大衆芸能分野の可能性を拡大させる活動を含む）</u>
（以下の分野等については芸術家等人材育成のみ）	
美術、メディア芸術、複数分野に及ぶもの	美術、メディア芸術、複数分野に及ぶもの

※国際芸術交流における従来の「多分野共同等」に該当する活動については、各分野の「その他（当該分野の可能性を拡大させる活動を含む）」に含めるものとする。

共通事項

- 文化芸術団体の発展に資するよう、**統括団体としての機能強化に向けた支援枠組みを導入する。**

見直し後

- ・助成対象となる事業を行う**統括団体が、加盟団体等に向けた研修会等の開催や、当該芸術分野全体の認知度向上のための広報活動等を行う**場合に、その活動に要する経費を**別途支援**（芸術家等人材育成、全国キャラバン）
- ・**統括団体の当該芸術分野の発展に向けた取組にも着目した審査**
 - － 審査基準の追加（加盟団体等の健全運営等への取組・分野全体の発展への貢献）
 - － 統括団体等が行う事業を審査する「団体専門委員会」の新設

舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

共通事項

本事業の目的達成や、文化芸術団体の健全な組織運営、自律的・持続的な発展を促すことを目的として、審査の在り方を見直す。

- 各メニューに共通して、企画内容に対する審査を基本としながら、それに加えて、**団体の組織運営の透明性や適正性（運営体制、財務、活動環境等）、活動実績の観点**を考慮に入れた審査を行う。
- **統括団体からの応募については、分野の統括・支援に係る観点を審査にあたっての観点として新たに加える。**

現行

	基礎的事項	芸術性・創造性	社会性・経済性	活動実績	運営の透明性・適正性			分野の統括・支援	(緊要度)
					運営の透明性	財務の透明性	活動環境の適正性		
舞台芸術創造活動 活性化事業	○	○	○	○	○	○			●
国際芸術交流支援事業	○	○	○	○	○	○			●
次代の文化を創造する 新進芸術家育成事業	○	○		○					
キャラバン	○	○							



見直し後

◆各メニューに共通する審査の観点を下記のとおり整理（具体的な審査基準は、各メニューの趣旨に応じて設定）

【企画内容に対する審査の観点】

- 基礎的事項
 - ・各メニューの趣旨と合致している
 - ・予算規模・積算が適切である
- 芸術性・創造性
 - ・スタッフ・キャスト等に高い専門性が認められる
 - ・高度な芸術性・創造性を有し、我が国の舞台芸術等の水準向上に資する芸術的成果が期待できる
 - ・幅広い観客層を惹きつけることが期待できる
- 社会性・経済性
 - ・地域との連携・協力が十分であり、社会的・経済的価値の創出への貢献が期待できる
 - ・社会の多様性を反映した人々の参画が期待できる
 - ・広報等の工夫により活動の広い認知が期待できる

【団体に対する審査の観点】

- 活動実績
- 組織運営の透明性・適正性
 - ・団体の目的・使命が明確であり、中長期的な目標・計画が示されている
 - ・組織運営体制が確立されており、財務や活動環境が透明かつ適正である
- 分野の統括・支援（統括団体のみ）
 - ・加盟団体等の健全運営や自律促進に取り組み、分野全体の振興・発展に貢献している

◆統括団体及び複数年支援（公演創造活動）を希望する創造団体については、新設する「団体専門委員会」において、団体に対する審査を行う。

◆団体の運営面の審査に際し、団体の運営体制、監査、活動環境等を確認する「組織運営等に関する自己申告書」を活用する。財務面については、事務局による財務諸表の分析資料を合議審査の参考資料とする。（※複数年支援を希望しない創造団体は、いずれも合議審査の参考資料とする）

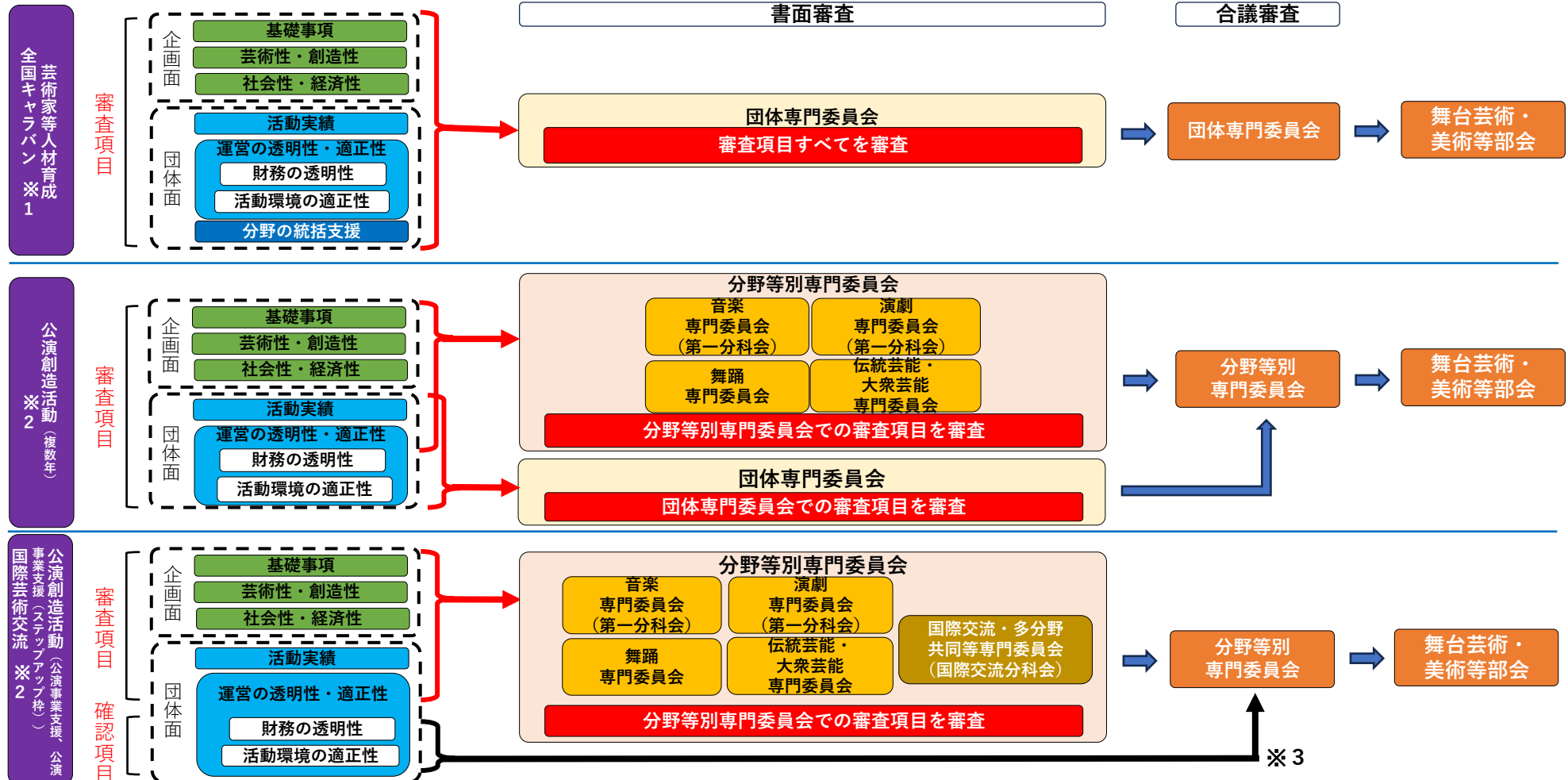
※「○」は見直し後の観点と同趣旨の審査基準があったことを指す。

舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

共通事項

- 団体の組織運営の透明性や適正性（運営体制、財務、活動環境等）や活動実績の観点をより考慮した審査を行うため、「**団体専門委員会**」を新設する。（委員は芸術文化に係る組織運営、財務又は労務に関する専門的知識又は学識経験を有する者、分野等に関する専門的知識又は学識経験を有する者のうちから幅広く選考）

（審査フロー案）



※1 芸術家等人材育成について、創造団体からの応募があった際は「分野の統括支援」の審査項目は適用しない。

※2 公演創造活動及び国際芸術交流については創造団体・統括団体の区別を行わない。

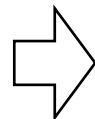
※3 「財務の透明性」については事務局による財務諸表分析結果の一覧表、「活動環境の適正性」については自己申告書を合議審査の参考資料とする。

舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

公演創造活動

➤ ステップアップ枠について団体要件及び実績要件を変更する。

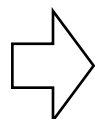
現行	
団体要件	・応募時において法人設立後、10年以内 ・ただし、初回採択時に法人設立後10年以内であれば、初回採択後5年間で3回採択されるまで応募可。
実績要件 (過去3年の 有料自主公 演数)	オーケストラ 10公演、オペラ 2公演、 合唱・吹奏楽公演 6公演、室内楽等 2公演、 舞踊 2公演、演劇 3公演、伝統・大衆 2公演



見直し後
・各年度の応募時において法人設立後、10年以内 ・合計3回採択されるまで応募可。 ・審査にあたっては、新進の文化芸術団体が優先される旨を記載。
1公演以上

➤ 助成対象経費の見直しを行う。

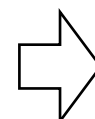
現行	
字幕関連経費 (文芸費、舞 台費等)	外国語→日本語のみが対象
感染症対策費	助成対象経費の10%を上限に計上可



見直し後
日本語→外国語、外国語→他の外国語も対象
助成対象外経費とする

➤ 応募することが可能な活動を改める。

現行
小・中学校等における巡回公演を応募可能



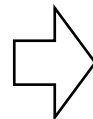
見直し後
「学校巡回公演」のメニューが設けられたことから、本メニューへの応募不可。 ただし、経過措置として、「学校巡回公演」に応募する活動とは異なる活動は応募可能。令和4・5年度複数年計画支援採択団体は、3か年計画に記載済みの活動については支援期間中は計上可能。

舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

国際芸術交流

- 各活動区分について助成対象経費の見直しを行う。

	現行
海外公演	旅費、舞台費、感染症対策費
国際共同制作公演 (海外、国内)	旅費、文芸費、感染症対策費
国際フェスティバル	出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、運搬費、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費、感染症対策費 ※字幕関係経費（文芸費、舞台費等）は外国語→日本語のみ対象。



見直し後

感染症対策費を助成対象外経費とする

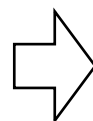
- ・感染症対策費を助成対象外経費とする
- ・字幕関係経費（文芸費、舞台費等）は日本語→外国語、外国語→他の外国語も対象とする。

芸術家等人材育成

- 年鑑・調査研究に関連する事業の枠組みを変更する。

現行

次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の1メニューとして、団体が企画して実施する事業に対する補助



見直し後

芸術団体への支援に係る施策の企画立案に資するデータを収集するため、委託事業として別途実施

- 統括団体の機能強化に向けた支援枠組みを導入する。

見直し後

助成対象となる事業を行う統括団体が、加盟団体等に向けた研修会等の開催や、当該芸術分野全体の認知度向上のための広報活動等を行う場合に、その活動に要する経費を別途支援

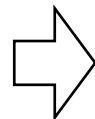
舞台芸術等総合支援事業の見直しにおける主なポイント

全国キャラバン

- 支援対象となる事業実施期間を変更する。

現行

5月1日～1月31日



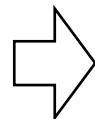
見直し後

4月1日～12月31日

- 活動区分として「収益化に向けたデジタルアーカイブ支援」を新たに設ける。

現行

全国規模の統括団体による公演等実施事業



見直し後

全国規模の統括団体による公演等実施事業
全国における大規模な公演等を支援

収益化に向けたデジタルアーカイブ支援
舞台映像の収集や新たな収録によるデジタルアーカイブを構築し、
配信や利用に供する活動を支援

- 統括団体の機能強化に向けた支援枠組みを導入する。

見直し後

助成対象となる事業を行う統括団体が、加盟団体等に向けた研修会等の開催や、当該芸術分野全体の認知度向上のための広報活動等を行う場合に、その活動に要する経費を別途支援